

2023（令和5）年7月12日

## 意見書

春秋会会員の皆様

松井 淑子

### 第1 はじめに

この度、2024(令和6)年度大阪弁護士会の副会長につき、選考委員会の推薦決議をいただきたく立候補いたしました。立候補に至る背景事情として自己紹介をしたのち、大阪弁護士会副会長にという理由、何をしたいのかという点、意見を述べます。

### 第2 自己紹介

#### 1 1999（平成11）年4月弁護士登録するまで

##### (1) 大阪へ来るまで

ア 私は、1971（昭和46）年1月、三重県四日市市で生まれ育ちました。実家は、近鉄四日市駅前のアーケード商店街の店舗兼住宅であり、父親が二代目として印章店を経営していました。ジャスコ（現イオン）にも店舗を出して従業員の方も何人かおり、両親は土日なく共働きで働く自営業者でした。自営業者のぼやきとして、金融機関からの借入れ返済や、従業員や取引先とのトラブル、果ては税務調査に入られての困惑等を聞くとともに日々、聞いていました。そのせいか、自営業の経営の浮き沈みは当然のことと思いつつ、他方で、やっただけのことがあるとの自営業ならではの言葉を耳にしており、商売人の良い面悪い面を肌で感じていました。

イ 地元四日市の公立小中学校、高校を卒業すると、1989（平成元）年4月、大阪の関西大学法学部に進学しました。高校までは、周りの友人は、四日市駅前が地元ということもあり、ほとんどが実家は店舗等経営の友人ばかりで、親戚にも法曹関係者はいませんでした。

中学校時代は剣道部に、高校時代はソフトボール部に所属していましたが、1984（昭和59）年頃のマイケル＝ジャクソン、マドンナといったMTVの世界にはまり、中学生の時はレンタルレコード屋に通い、高校時代には名古屋までライブに通うなどの日々でした。

法律とは全く無縁の10代後半までの生活を送りながら、なぜ法学部進学を選択するに至ったのかは、本当に些細なことがきっかけです。

1988（昭和63）年6月の自衛官護国神社合祀事件訴訟の判決要旨を新聞でたまたま目にし、素朴に、結論、判決理由が腑に落ちず、怒りすら覚えて、法律、憲法、最高裁判所とは何なのかと疑問に思い、進学するなら法律を学ぼうと法学部受験を決めて、進学しました。

## (2) 大阪へ来てから

### ア 大学時代等

(ア) 関西大学法学部では、1989（平成元）年当時、周りには司法試験合格を目指す同級生や先輩、さらにはそうした学生を指導するために大阪弁護士会所属の先輩弁護士が多く学生指導をしていていました。そうした中で、何となく法律を勉強していたのですが、3回生となり就職活動を考えた時に、一度、真剣に勉強してみよう、ダメなら就職活動をという気持ちで司法試験勉強に取り組み、結果、4回生の1992（平成4）年5月に受験した短答式試験（当時）に合格しました。そのため、このままあっさり最終合格するのではないか、これはもう弁護士になろうという程度で進路を決め、受験浪人をしました。その後思いのほか年数を要し、1996（平成8）年10月、ようやく司法試験の最終合格に至りました。

(イ) 司法試験の受験勉強を始めたころ、友人から誘われて淀川区十三の合気道道場での見学体験をし、友人よりも私の方が合気道にはまることになりました。司法修習のために埼玉県和光の寮に入るまでは、週に2、3回、合気道道場に通う日々となりました。

合気道は、初段、黒帯をもらいましたが、何よりも生きる上で役に立っているのは無意識で身体を丸めて受け身を取れるようになっていくことです。また、合気道から学んだこととしては、力対力で戦わない、自分より力の強いものは必ずいて、その時に力だけでは自分が潰れてしまう、力に対しては相手の力を活かすこと、相手の力を吸収することと理解し、その後の影響を受けているように思います。

### イ 大阪修習

1997（平成9）年4月から2年間の司法修習は学びの多いものでした。51期になります。大阪修習の弁護修習では里田百子先生に指導を受けました。今も昨日のここのように覚えているのは、弁護士は自営業者だと思っていたところ、具体的にはどのような場面か忘れましたが、ある事柄の対応で里田先生が独り言のように口にした言葉です。「私が今この場面で、××という態度をとったら、弁護士は皆そういうものだと思われる。他の弁護士に迷惑をかけてしまう。」。独立自営業が弁護士業であって、他の弁護士の存在は無関係と思っていた私には衝撃的な一言でした。「弁護士」に対する世の中からの信頼を考えたら、「弁護士」は決して一人ではない、一人ではやっていけないのだと思った言葉でした。

## 2 1999（平成11）年4月弁護士登録してから

### (1) 2010（平成22）年7月国税審判官になるまで

#### ア 勤務弁護士

(7) 1999（平成11）年4月、大阪弁護士会に登録し、大川真朗法律事務所（当時）に勤務し、その後、2001（平成13）年4月からは、伊賀興一法律事務所（当時）で勤務させていただきました。

右も左もわからず、修習上がりで頭でっかちであったところ、大川先生、伊賀先生からは法律だけではない弁護士の在り方を多く学ばせていただきました。今も仕事をする上でのあるべき姿として基礎となっています。例えば、シーザーを殺したブルータスの是非についてローマ市民に向かって演説する際の話の喩えとして、これがブルータスがしたことだとシーザーの血染めの服をかざして示すこと、理屈ではなく事実が人を動かすのだと教えられたこと、また、労働裁判で使用者側代理人と法廷では激しく対立しながら、和解のため、法廷外で信頼関係を築き、裁判官も巻き込んでの誠実な交渉を決裂ギリギリまで粘り強く続ける姿など、昨日のこのように思い出します。

(4) 自身は、商売の子といった思いもあり、騙して商売をするというのは商売人として許せないとの素朴な感覚から、委員会は消費者保護委員会に入り、消費者保護法の制定の動きに関与していた2部会に所属しました。

当時、たまたま布団のモニター商法被害が報道されるに至り、弁護団が結成され、訳もわからずに弁護団に参加していました。被害者依頼者は500人以上に上るものとなり、弁護団も、当時弁護士登録1年目の51期同期の弁護士も5名以上が参加する大弁護団となっていました。この弁護団でも、多くの被害者依頼者を抱えてどのように進めていくのか、ダンシング社は潰れており、相手は信販会社となる中、どのように法律構成していくのか、和解はどうするのかなど、弁護団ならではの学びがありました。当時、消費者保護委員会2部会はクラブ活動のような楽しさがありました。蛍を見に行こうと部の皆で岐阜まで団体旅行に出かけ、26期の先生も一緒に車座になり夜通しUNOをしつつ、皆で様々な話をしていたことを懐かしく思い出します。

## イ 独立事務所設立

(7) その後、2002（平成14）年9月、事務所設立独立を検討していた51期同期の大橋さゆり弁護士と、当時はまだ珍しかった同期二人での独立をし、大阪ふたば法律事務所を設立しました。

弁護士登録4年目であり、事件としては個人事件を中心に、いわゆる町弁としてさまざまな事件を担当していました。ただ、その中でも、1年目当時から個人的に強く興味を惹かれていたのは相続事件でした。2000（平成12）年当時は、まだ兄弟5人、4人での相続紛争が多く、単なる2者の対立ではない点、相続分譲渡があった

りと利害関係が紛争途中で大きく変わったり、また遺産の中に収益物件や同族会社の株式などがあると会社の経営支配をめぐる紛争も関わったり、さらには当時、遺言もまだ多くはなかったところ遺留分をめぐる紛争も増えつつあった頃でした。エクセルをいじり、交渉方法を考え、遺留分等の裁判例もまだあまりない中、未開の地をわけいっていくような刺激を覚え、やりがいを感じていました。また、一代で財を築いたような方は日記をつけていることが多く、それらを目にして戦後のめくるめく激動の世界をどのように生き抜いてこられたのか、個人や一族の歴史に触れる興味深さ、法律を使ってこの混沌をどう解決するのかにやりがいを感じるようになっていました。そうした中、二代目の経営者の方などと話す中、自身が知る法律以外の法律、税法、税務実務が民法、商法よりも大きな役割を演じていると実感することが続きました。

(イ) 税法は泥縄の勉強では太刀打ちできない、体系的に学ばなければと、2007（平成19）年4月、淀屋橋駅の地下鉄のホームの広告を見て、設立されて3年目の社会人大学院、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科の会計専門職専攻に入学しました。税法を学びたいとの思いからでした。しかし入学してみると、必修科目は国際会計基準と会計士倫理でした。アカウンティングスクールといい、ロースクールの公認会計士版の大学院でした。会計と税法の違いすら分かっていませんでした。授業料を払った以上は卒業してしまおうと、平日夜は週二日6時間、土曜日は6時間の各授業を選択し、20代の同級生に家庭教師を頼んで連結会計の計算問題を解き、卒業単位取得、早期卒業システムで1年半での卒業となりました。この時学んだ会计学、会計基準、企業価値評価等は国税不服審判所での法人税法事件で活き、公認会計士の教授から学んだ監査論、内部統制論等は大阪市監査委員の際に活かすこととなりました。

(ウ) 他方でこの頃、消費者保護委員会2部会からの派遣として、大阪市消費者センターの相談員の相談担当弁護士もさせていただきました。こちらでも実務経験を多く積む相談員の方々からは、業界専門用語などむしろ教わることの方が多い2年間を過ごしました。30代の頃は、止まらない、降りられないジェットコースターに乗り続けている感じ、とよく口にしていました。

また、独立した2年後、2004（平成16）年6月には出産しており、時間の確保に関しては実母の援助を受けていました。それでも、土日朝夜関係なく関係者の都合を優先せざるを得ない刑事、少年事件を行う時間の余裕はもうないと痛感したこともあり、刑事弁護の報酬のシステムが現在の法テラス制度に変わる2007（平成19）年を機に登録をやめ、以後、刑事弁護活動はしていません。た

だ、それまでは、国選刑事弁護はもちろん、少年事件の当番から抗告審まで担当するなどし、また殺人や強盗殺人未遂事件等の私選での否認事件も担当していました。当時の携帯電話のアドレス帳には各地の警察署の番号が登録されていました。時間は有限でありあれもこれもは出来ないと考え、刑事弁護活動をやめたことに悔いはありません。ただ、刑事弁護は弁護士しかできない活動だからこそ、7年ほどとはいえ活動して意義はあったと考えています。

- (イ) 春秋会の関係では、2007（平成19）年度、関根幹雄筆頭常任幹事のもと、常任幹事を勤めさせていただきました。会計と総務を担当しました。春秋会に所属していましたが、それまで会派の活動には全く関わっていませんでした。しかし、そんな松井にお声掛けを頂いたということは、おそらく他の人は断っていて、もう他にいなくて松井にたどり着いたに違いない、ここで断ったら引き受ける人はもういないのではないか、それはさすがに申し訳ないとの思いで担当させていただきました。

総務を担当することで初めて大阪弁護士会の仕組みの一端を垣間見て、役員等を担当していただく先輩方に感謝の気持ちを持つようになりました。数千人規模の組織をまとめるには、数百人規模での小組織は不可欠であり、仕組みの中で各人の意見が取りまとめられ反映されているということ、当時はまだこの程度の理解でしたが、春秋会、大阪弁護士会のありがたみを実感するに至っていました。

## ウ 国税審判官

- (ア) 2010（平成22）年、任期付公務員として税理士のほか弁護士を採用しはじめて2年目の国税不服審判所での国税審判官の募集を知りました。やはり税務、税法を学びたいとの思いが強く、応募し、同年7月、国税不服審判所名古屋支部での勤務となりました。任期は3年だったのですが1年延長し、2014（平成26）年7月の退官までの4年間、国外留学、勤務をしたような異文化の中での学び多い期間となりました。

50代の税務署元副所長、あるいは40代、30代の税務署での税務調査の先鋒だった方々が上司、同僚となります。同じ法律、証拠を見ても、言葉が噛み合いません。結局、税務・税法の世界では囲碁のルールのところ、こちらは将棋のルールを押し付けようとしているのだとわかりました。まずは相手のルールを理解しなければこちらのルールも理解してもらえないと学び、とにかくまずは自分が国税職員になったつもりで教を請いました。

その上で、手続保障の概念や証拠評価のあり方などを伝え、耳を傾けてもらい、そんな見方があったのかと理解してもらった日々でした。自分の法律の世界の言葉だけではないかに通じないのかも学びま

した。

- (イ) さらには、国税審判官といっても裁判官のような憲法上の独立性があるわけではなく、一職員です。議論をしつつも、最後の決定権はありません。最後、上意下達は国政レベルの行政組織を維持する大事な要素であることも実感しました。法律ありきとはいえ、税務実務は通達がなければ現場では機能しないと。
- (ウ) また、審判所には、同じく任意付公務員として着任している税理士も何人かいました。国税職員の方々は、税理士が作成した申告書等に関して税務調査を担当してきた方々です。職員の中には、税理士を下に見ている意識というのを感じることがないわけではありませんでした。また審査請求人の代理人となる税理士も、税務署や審判所に対して気後れしているのかという方もないわけではないようでした。

着任当初、同期となる税理士に言われた言葉が耳に残っています。「弁護士は、監督官庁がないのがすごいよ。税理士には弁護士自治のような自治はないのよ。」。各税務署の役職名簿を見たら「税理士監理官」という役職を発見しました。当時、弁護士として10年近く活動してきて、監督官庁などない以上、監督官庁など意識したところもなく、刑事事件など、正しいと思うことを堂々と法廷で言えるのは当たり前とっていたので、この状況は当たり前ではない、監督官庁がないのは弁護士だけなのかと改めて衝撃を受けました。

## (2) 2014（平成26）年7月国税審判官を退官してから

- ア 2014（平成26）年7月、退官してすぐに、それまでの4年間、税務紛争に関わる弁護士や税理士に伝えたいと思ったことを書き留めていたメモを元に「税理士・弁護士のための税務調査の後の不服申立手続ガイド」（日本加除出版）を出版しました。

税務実務の世界に入ってみて、改めて税法、税務実務に関わり、あるべき活動ができる弁護士が不足しているということ、そうでなくても通常の民事事件において、不動産、非上場株式、あるいは相当な金額の金銭を動かすときに、弁護士の紛争解決の後から税務の問題が起これるという点、念頭にない弁護士が少なくはないという現状を知りました。また税務実務に精通し、不服申立活動を担える弁護士も多くはないと実感しました。結果、不利益を被るのは納税者となることから、現状を踏まえて改善の一助になればと、当時まだ関連実務書籍がなかったことから最初の一石にと出版しました。当初、国税職員らの間で非難の声もあったと聞きます。ただ、この後から、国税審判官を経験した弁護士や税理士らが、弁護士向け、税理士向けの今まで空白地帯に近かった分野での実務本を出すようになり、最初の捨て身の一

石の意味があったと思っています。

イ そして2014（平成26）年7月、51期同期の神川朋子弁護士とともに神川松井法律事務所を設立しました。また税理士の方とのご縁から、国税OBの税理士を中心とした任意団体に参加し、近畿税理士会に税理士登録しました。税理士、国税職員の言葉が分かる弁護士として、しかしそこに法律の、司法の視点を取り入れたいとの思いで、税務調査対応や課税処分取消の不服申立て、提訴を担当する機会に恵まれ、活動しました。

また、税理士向け月刊誌税務弘報において元国税審判官の税理士と組んでの連載「視点スイッチ裁決研究—二人の元国税審判官によるクロストーク」を2年間に渡り執筆しました。二人共に、税務実務に法的視点の紹介をとの意識でした。さらには、税理士の方々が節税、税法実務だけを念頭に生前贈与、遺言、遺産分割協議に関与し、その後困る事態となっている方々を見て、相続に関与する税理士の方々と、2019（令和元）年6月、「特別受益・寄与分と遺言の実務対応」（清文社）を執筆出版しました。

ウ 2016（平成28）年には、税務と法務のクロスした実務の経験を伝えられればと、税理士を目指す立命館大学大学院の学生の方々に「租税手続争訟法」の授業担当講師を担当する機会を与えられました。未来の税理士の方々に対して、税務実務の世界に法的視点をとの思いで年間15回の授業を4年間、担当しました。

エ そして同じく2016（平成28）年12月からは、1期4年間、大阪市の監査委員の職を担当させていただきました。弁護士としての貢献を心掛けつつも、ここでも大きな学びを得ることになりました。常勤であった代表監査委員は、商社から関連上場企業の代表取締役を務めて業績回復させた実績のある方でした。その側で、改めて経営者の視点での大きな数字の見方、分析の仕方、不審の原因分析などを学ぶ機会となりました。さらには、大阪市議会議員の監査委員2名が年度ごとに代わりつつ、この4人で住民監査請求の審議にあたりました。協議の中では、それぞれもの見方の違いがあり、人はバックグラウンドを背負って今があり、当たり前ですがそれぞれ尊重に値するというのを実感として学びました。膨大な資料に目をとおして準備する時間を入れると毎週10時間は費やし、4年間、独立した弁護士として大阪市民への貢献をとの思いで務めました。

オ こうした中、弁護士会活動では、弁護士業復帰後、消費者保護委員会に関しては4年間のブランクが大きく、復帰することはありませんでした。他方で、日本弁護士連合会の税制委員会に所属させていただく機会を与えられて、東京や日本各地の税法税務の多くのベテランの先生方からお話を聞いたり、協議したりする機会に恵まれました。

その成果としては、2023（令和5）年3月、日本弁護士連合会税制委員会として出版された「国税通則法コンメンタール 税務調査編」（日本法令）があります。各自の経験に基づく税務調査の現状に対する怒り、違法性を認めることがない理不尽な裁判例に対して、立法経緯から法令解釈を説きおこし、現状を変えていく一冊になればとの思いで、税制委員会の先生方と準備1年半の末、世に出せた共著になります。

カ そして春秋会に関しては、2017（平成29）年度、中井洋恵幹事長のもと、また2022（令和4）年度は、飯島奈絵幹事長のもと、副幹事長を務めさせていただきました。会計や政策委員会を担当させていただきました。

大阪弁護士会活動、会派活動からはどんどん離れていきそうなところ、副幹事長を担当させていただき、自分の地盤は大阪弁護士会なんだ、足元の大阪弁護士会、さらには春秋会が活動しているからこそ自分は自分が是と思う好きなことができている、言いたい放題、国税、税務実務の批判もできるんだとの思いを新たにすることになりました。

幹事長や他の副幹事長の方々の、自身の業務を離れたところでの時間と労力の献身があつてこそ、弁護士は弁護士として言いたいことを言ってやりたいことが出来ているということは、多くのまだ実感を持っていないであろう弁護士に知って欲しいと思います。今の弁護士会がなければ、独立も、自治もなく、今のように各自がやりたいことをやることは出来ないと思っています。

キ その他関わってきたこととしては、大阪弁護士協同組合の活動があります。登録当初、訳もわからないままに広報委員に入り、広報誌「べんべん」でやりたい企画をやりたい放題させていただきました。最後は、2015（平成27）年から2年間、財務委員会の委員長を務めるに至っています。ここでは、アカウンティングスクールや大阪市監査委員での決算監査等で学んだ財務分析や経営の視点を活かした財務委員会での議論、提言を理事会で繰り返し述べて伝えていました。当時、組合理事長だった里田先生からは、また松井さんの発言かと毎回、苦虫を潰したような顔をされつつ、暖かく見守っていただいたと思っています。

### 第3 何ができるのか、何をしたいのか

1(1) ここまででお分かりのように、多くの被害者救済といった公益に資する弁護団活動を続けてきた、あるいは委員会活動においてそのような活動をしてきたという実績等はありません。

ただ、個々の依頼者の利益のために、税理士と弁護士の業務の間に落ち込み手が届いていない方々のために、相続や税務調査対応、課税処分

等に対して税理士と弁護士との協働をという思いを持ち続けており、2014（平成26）年以降、税理士向け雑誌等を書く機会があれば強調して書いて、研修講師等を引き受けて話し続けてきました。

思いとしては、弁護士は、やはり基本は一人一人独立した弁護士であって、委員会活動や弁護団活動でなくとも各人が是とする活動、個々の事件であっても弁護士として活動していることこそ、世の中の最適解に繋がっているのではないかと考えています。

- (2) 日弁連のサイトには「弁護士自治」として次の記載があります（下線部松井）。「弁護士が、その使命である人権擁護と社会正義を実現するためには、いかなる権力にも屈することなく、自由独立でなければなりません。そのため、日弁連には、完全な自治権が認められています。弁護士の資格審査、登録手続は日弁連自身が行い、日弁連の組織・運営に関する会則を自ら定めることができ、弁護士に対する懲戒は、弁護士会と日弁連によって行われます。弁護士会と日弁連の財政は、そのほとんど全てを会員の会費によって賄っています。」

当たり前と思うかもしれませんが、書くとしたらさらに書き加えて強調してほしいことがあります。財政だけでは組織は機能しません。弁護士会の組織運営は、多くの弁護士会職員はもちろんです。意思決定とその活動は弁護士によって担われている点こそ、自由独立の根幹をなすということです。誰かがやってくれる、ではなく弁護士こそが他の弁護士のために組織運営の仕事をする必要があります。それがひいては自分の弁護士活動の自由独立につながります

- (3) また、弁護士法31条には次の規定があります。「弁護士会は、弁護士及び弁護士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、弁護士及び弁護士法人の事務の改善進歩を図るため、弁護士及び弁護士法人の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的とする。」。弁護士の使命と職務に貢献するための弁護士会組織と機能であり、当たり前ですが、弁護士会のための弁護士ではないと理解しています。

自身がよってたつこの大阪弁護士会の組織運営等ですが、これまでの間、自身が関わる意思は全くありませんでした。自分以外の適任者は、まさに春秋会などには数多くいらっしゃると思われ、そこは他人事でした。しかし、2023（令和5）年度、会長、副会長等の役割を素晴らしい方々に担っていただいておりますが、残念ながら女性が一人もいないという状況となっております。

国税不服審判所や大阪市の監査委員での経験においても、何らかの意思決定機関、組織運営等においては、多様なバックグラウンドの重要性がいかにその組織に幅広い視野を提供し、より良い選択肢を与えることになるのかということ自身を異分子たる「弁護士」として組織に入ることにより実感しています。特に国税組織などは守秘義務や公平らしさ

の関係もあり、外部民間人との交流には禁欲的であり、飲み会等ももっぱら組織内での人間関係でのものが多く、そうすると自ずと人間は物の見方がどうしても均一化しがちというのも実感したところです。

大阪弁護士会役員に一定数の女性理事者をとの努力義務規定が制定されました。女性ということで男性とは異なるライフステージがある現状は事実であり、大阪弁護士会として視野を狭くしないという仕組みが設けられたと理解しています。

2024（令和6）年度に向けて、春秋会には適任の女性会員が多くいらっしゃいます。ただ、ライフステージ等がまさにそれぞれであり、そうした中、一人息子は2023（令和5）年、大学生となり手を離れ、個人業務以外の役割を担うにあたっての大きな支障がたまたま私にはありません。女性でもあり、大阪弁護士会を支えて来られた先人の方々に感謝の念を抱いている自身がここで立候補して担当しないようであれば、もう誰も女性会員は立候補しないのではないかという危機感もありました。そして、さらには場合によっては次年度も女性理事者がいない可能性があるのではないか、それは自身が属して恩恵を得ている組織の問題、世間からどのように見えるのかという点、他人事としてしまうにはあまりに恥ずかしく、これは自分の問題だと受け止めるに至りました。

このように様々な思いが交錯した結果、誰かがやらないといけないことであれば、自身のこととして自身が2024（令和6）年度副会長に立候補させていただきたいと決意した次第です。

- 2(1) 私は、大阪弁護士会の個々の委員会活動、PT、様々な活動について全体像を把握しようとするこの数ヶ月、意識的に努めてはいますが、今現在も把握しきれしていません。協議会等だけで17はある全ての活動を本当に理解し、把握するのは困難だとも思っています。

では大阪弁護士会の副会長として何をするのか、できるのか。それは、大阪弁護士会として個々の弁護士を支えること、応援する活動、力に資する活動をしていくことだと考えています。そしてそのためには、個々の弁護士と組織としての大阪弁護士会との意思疎通が最も重要だと考えています。

私のこれまでの24年の弁護士生活のように、それぞれの弁護士が、会派や委員会活動、弁護団活動には関わってはいなくても、それぞれの思いで自身の仕事、業務もしてきていると思います。そうした弁護士も含め、声の小さな弁護士の声にも耳を傾け、何が必要なのか、何が大阪弁護士会にできるのかは、個々の弁護士から聞いていくしかないかと考えています。さらには、その姿が弁護士会のあるべき姿と考えています。

- (2) 登山をするわけではないのですが、イメージとしては、どこを何を目指すのかは個々の弁護士の自由、各弁護士が自身のアタックする山頂をその時々で目指しているはず、それは一人一人の弁護士の責任でもあ

る。組織としての大阪弁護士会は、各弁護士が目指すことに対して、ベースキャンプとして補給備蓄等の役割、バックアップとして注目を集めるための広告塔的な役割を果たすことが一番の役割ではないのか。ヘルプを必要としている弁護士には大阪弁護士会ができる援助をすること、遭難者、滑落者を出さないように努め、支えることが弁護士会の役割ではないかと考えています。

何ができるか、何をすべきなのかは、大阪弁護士会の会員の声に耳を傾け、目を配り、会員の利益を最優先すること、こうしたことが結局は、社会のためにもなり、弁護士の信頼を維持、発展させていくことに繋がるのではないかと考えています。

- (3) 大阪弁護士会の各委員会、PTの活動方針、活動状況については把握、理解し切れておらず、無知となります。

そうしたときにこそ、国税不服審判所や大阪市の監査委員として実地で学んだように、こちらの視点ではなく、まずは相手の声に耳を傾け、理解することに努め、意思疎通を図ることを心がけます。コミュニケーションを図る中で、組織である大阪弁護士会として何ができるのか、何をすべきかの最適解を会員弁護士とはもちろん、会長、副会長らと協議し、見出し、会長が実行できるように補佐していくことは副会長としてできるのではないかと考えています。

また方針を現実化していく際にも、自身のこれまでの経験、国レベル、地方自治レベルの行政の一端を担った経験、視点を活かせるのではないかと考えています。

- (4) とはいえ、手探りになるのは間違いありません。そういう意味でも、個々の事件以外にも幅広い公益活動をされている会員の多い春秋会の会員の皆様においては、推薦を得た後においてより一層支えていただく必要がある状況です。

そのような者に大阪弁護士会の副会長の役割を担わせても良いと思われるようでしたら、まずは選考委員会において推薦を可としていただければと、どうぞよろしく願いいたします。

- 3 最後になりますが、趣味はトライアスロンです。2017（平成29）年4月の石垣島トライアスロン大会が正式デビューとなり、本年2023（令和5）年6月の長崎五島トライアスロン大会Aタイプが初のロング挑戦となりました。制限時間15時間の初のロング大会では、スイム3キロの後のバイク150キロのうち80キロ地点で落車し、頭部強打、意識喪失、救急搬送となりました。幸い、その日のうちに意識は取り戻して退院、7月には徳島ひわさうみがめトライアスロン大会で無事に復活（予定）です。大怪我を免れたのも、20代の時に身につけた合気道の受け身のおかげと信じています。

このように思わぬところで思わぬことが結びつきます。大阪弁護士会の

副会長業務を担うなど考えたこともなかったのですが、巡り合わせとして、これまでの経験と弁護士業への想い、先人弁護士の方々への感謝の気持ちが結びつき、立候補となりました。弁護士会職務の基本的なことをまっとうするのは当然として、トライアスロンと合気道、税務と法務のように異質なものを結びつける力はあると思いますので、思わぬところで思わぬことを結びつけ、春秋会、ひいては大阪弁護士会会員の皆様の力になることを惹き起こせればと考えています。

以上